

複数の治水対策案のうち ハッ場ダムを含まない案について

平成 23 年 8 月 29 日

国土交通省 関東地方整備局

複数の治水対策案の検討について

1. 河川整備計画相当の目標流量である17,000m³/sに対して、計画高水位以下の水位で安全に流下させることとする。
2. 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目(以下、「検証要領細目」という。)」に示されている26方策を参考にして、様々な方策を組み合わせ、できる限り幅広い治水対策案を立案することとする。 [別紙1参照]
3. 複数の治水対策案(ハツ場ダムを含まない案)の立案については、次に示す4分類毎に複数の治水対策案を検討することとする。

なお、26方策のうち、「水田等の保全」及び「森林の保全」は、一般的に治水計画を策定する際の前提条件であるため、全ての治水対策案(ハツ場ダムを含む案及びハツ場ダムを含まない案)に含まれるものとする。また、「洪水の予測、情報の提供等」についても、河川管理や洪水の危機管理時に必要不可欠な方策であるため、全ての治水対策案に含まれるものとする。

 - I. 河道改修を中心とした対策案
 - II. ダムを含む既存ストックを有効活用した対策案
 - III. ダム以外の大規模治水施設による対策案
 - IV. 流域を中心とした対策を最優先し、不足分を河道掘削を中心とした対策案
4. 3. で示した複数の治水対策案について概略評価を行い、各分類別に治水対策案を抽出する。
[資料2-2参照]
5. ハツ場ダムを含む治水対策案と4. で分類毎に抽出された治水対策案を併せて2~5案程度の治水対策案を抽出し、「検証要領細目」に示されている7つの評価軸について評価を行う。 [資料2-3参照]

河川を中心とした方策の検討の方向性

【河川を中心とした対策】

方策		治水上の効果等					検討の方向性
		河道の流量低減又は流下能力向上に関する効果		効果が発現する場所	個人や個別の土地等の被害軽減を図る対策	洪水発生時の危機管理に対応する対策	
		ピーク流量を低減	効果を定量的に見込むことが可能か				
(1)	ダム	ピーク流量を低減	可能	ダムの下流	—	—	ハッ場ダムについて、事業の進捗状況を踏まえて検討。
(2)	ダムの有効活用	ピーク流量を低減	可能	ダムの下流	—	—	既設のダムのかさ上げ、容量再編及び操作ルールの見直しについて検討。
(3)	遊水地（調節池）等	ピーク流量を低減	可能	遊水地の下流	—	—	土地利用状況等を踏まつつ、治水効果を発揮できる候補地を検討。
(4)	放水路（捷水路）	ピーク流量を低減	可能	分流地点の下流	—	—	治水効果を発揮できるルートを検討。
(5)	河道の掘削	流下能力を向上	可能	対策実施箇所の付近及び上流	—	—	現況の流下断面、縦断方向の河床高の状況を踏まえ検討。
(6)	引堤	流下能力を向上	可能	対策実施箇所の付近及び上流	—	—	用地補償や横断工作物の状況を踏まえ検討。
(7)	堤防のかさ上げ	流下能力を向上	可能	対策実施箇所の付近	—	—	用地補償、横断工作物、既設の堤防高の状況を踏まえ検討。
(8)	河道内の樹木の伐採	流下能力を向上	可能	対策実施箇所の付近及び上流	—	—	河道内樹木の繁茂状況や伐採の実績を踏まえ検討。
(9)	決壊しない堤防	—	—	対策実施箇所の付近	—	技術的に可能となるなら、水位が堤防高を超えるまでの間は避難することが可能となる	利根川の長大な堤防については、経済的、社会的な課題を解決しなければならない。また、仮に現行の計画高水位以上でも決壊しない技術が確立されれば、河道の流下能力を向上させることができる。
(10)	決壊しづらい堤防	—	—	対策実施箇所の付近	—	技術的に可能となるなら、避難するための時間を増加させる効果がある	利根川の長大な堤防については、経済的、社会的な課題を解決しなければならない。また、堤防が決壊する可能性があり、流下能力の確実な向上を見込むことは困難で、今後調査研究が必要である。
(11)	高規格堤防	—	—	対策実施箇所の付近	—	避難地として利用することが可能である	高規格堤防整備の抜本的見直しにおいて「人命を守る」ということを最重視し、整備区間を大幅に絞り込んで整備。
(12)	排水機場	—	—	排水機場が受け持つ支川等の流域	—	—	内水被害軽減の観点から推進を図る努力を継続。

流域を中心とした方策の検討の方向性

【流域を中心とした対策】

方策		治水上の効果等				検討の方向性	
		河道の流量低減又は流下能力向上に関する効果	効果が定量的に見込むことが可能か	効果が発現する場所	個人や個別の土地等の被害軽減を図る対策		洪水発生時の危機管理に対応する対策
(13)	雨水貯留施設	ピーク流量を低減	ある程度推計可能	対策実施箇所の下流	—	—	八斗島上流域の校庭、公園および家屋を対象として検討。
(14)	雨水浸透施設	ピーク流量を低減	ある程度推計可能	対策実施箇所の下流	—	—	八斗島上流域の家屋および道路を対象として検討。
(15)	遊水機能を有する土地の保全	ピーク流量を低減	ある程度推計可能	遊水機能を有する土地の下流	—	—	河道に隣接し、遊水機能を有する池、沼沢、低湿地等は現存しないが、中条堤の一部が存置することから、当該地域の遊水機能について検討。
(16)	部分的に低い堤防の存置	ピーク流量を低減	ある程度推計可能	対策実施箇所の下流	—	—	直轄管理区間では連続した堤防が概成しているが、現存する部分的に低い堤防および群馬県管理区間において現存する箇所について検討。
(17)	霞堤の存置	ピーク流量を低減	ある程度推計可能	対策実施箇所の下流	—	—	・直轄管理区間の利根川本川には霞堤はない (神流川の霞堤については、存置を前提とするが、代替の治水施設としての効果は極めて小さい)
(18)	輪中堤	—	—	輪中堤内	—	—	災害時の被害軽減等の観点から検討。
(19)	二線堤	—	—	対策実施箇所の付近	—	—	災害時の被害軽減等の観点から検討。
(20)	樹林帯等	—	—	対策実施箇所の付近	—	—	・利根川の直轄管理区間には樹林帯が無いため、新たに設置する必要がある ・流量低減効果は無く、代替の治水施設として評価することは困難
(21)	宅地のかさ上げ、ピロティ建築等	—	—	かさ上げやピロティ化した住宅	かさ上げやピロティ化により浸水被害を軽減	—	下流の河道のピーク流量を低減させたり流下能力を向上させたりする機能はないが、個人や個別の土地等の被害軽減を図る対策として検討。
(22)	土地利用規制	—	—	規制された土地	規制の内容によっては、浸水被害を軽減	—	流域管理や災害時の被害軽減の観点から検討。
(23)	水田等の保全	ピーク流量を低減(畦畔のかさ上げ)	ある程度推計ができる場合がある	水田等の下流	—	—	保全については、流域管理の観点から推進を図る努力を継続。
(24)	森林の保全	—	精緻な手法は十分確立されていない	森林の下流	—	—	流域管理の観点から推進を図る努力を継続。
(25)	洪水の予測、情報の提供等	—	—	氾濫した区域	—	人命など人的被害の軽減を図ることは可能である。ただし、一般的に家屋等の資産の被害軽減を図ることはできない。	災害時の被害軽減等の観点から推進を図る努力を継続。
(26)	水害保険等	—	—	氾濫した区域	水害の被害額の補填が可能となる	—	・流量低減等の効果は見込めない。なお、洪水発生後の被害軽減対策として被害額の補填が可能となる